

個人情報事故で大日本印刷株式会社に「要請」処分

平成 19 年 3 月 23 日

財団法人 日本情報処理開発協会
プライバシーマーク推進センター

大日本印刷株式会社（北島義俊社長）のプライバシーマーク認定部門において発生した個人情報に係る事故は、委託元事業者 43 社から預かった個人情報の内、約 864 万件もの大量の個人情報の漏えいだけに留まらず、クレジット情報を悪用したインターネット通販詐欺に発展するなどの実害も発生しました。その結果、大きな社会不安をもたらすこととなり、また、プライバシーマーク制度に対する信頼を根底から揺るがす重大な事故と認識しております。

そのため、急遽 3 月 22 日にプライバシーマーク制度委員会（委員長：堀部政男）を臨時に開催し、本事案に対する取扱いを審議いたしました。その結果、このような重大な事故の再発を防止する観点から、同社に対しては、プライバシーマーク制度の枠の中で適切な再発防止策の構築を求めた上で、運用状況を継続的に報告させる等して監督・指導することが有効な対応であるとの結論に達しました。

この結論を踏まえ、当センターは、同社に対してプライバシーマーク制度では認定取消に次いで重い文書による「改善要請」の処分を決定し、3 月 23 日に通知したのでここに公表いたします。

本件の要請は、以下の 6 項目について 1 ヶ月以内に改善し、その結果を報告することを求めるものであり、この期間内に適切な対応がとられていないと判断された場合には、認定は取り消されます。また、6 ヶ月間の観察期間を設け、この間、改善事項の運用状況の報告を随時受けることとし、適切な運用が確認できない場合には、認定は取り消されます。

1. 本件事故の関連部門について個人情報の取扱いに関する臨時監査を実施すること。
2. 本件事故の原因を特定し、その原因に対して現状の対策が有効であるかの検証をすること。
3. 上記 1. の監査における指摘事項及び上記 2. の結果を踏まえて現状の措置が有効でないと判断できるリスクに対して、必要な対応策を検討すること。この場合、従業員の個人情報の無断・不正持ち出しを防止する措置については特に留意すること。
4. 本件事故以外の個人情報の取扱いについて、リスク分析を実施して現状の管理の仕組みを点検し、不具合が認められたところについては、改善策を検討して講じること。
5. 以上の事項に関する見直し結果については、個人情報保護マネジメントシステム文書に適切に反映し、関連する全従業員及び委託先事業者に周知・徹底すること。
6. マネジメントシステムの根幹である継続的改善が有効に機能するように対応策を検討し、環境変化に応じた適切な安全管理措置が講じられるようにすること。

以上